

# I 利用にあたって

## 〔I〕 調査の概要

漁業センサスは、5年ごとに実施する農林水産省所管の基幹統計調査として、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的としている。

今回のセンサスは、昭和24年3月に第1回目を実施して以来、14回目となるが(昭和33年は「沿岸漁業臨時調査」、沖縄県においては、本土復帰後昭和48年11月1日に実施した第5次漁業センサスが第1回目にあたり、今回の2018年漁業センサスが10回目となる。

### 1. 調査の法的根拠

統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計として、漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)に基づき実施している。

### 2. 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省   都道府県   市区町村   統計調査員   調査対象 (漁業経営体)	調査員調査又はオンライン調査 (調査員調査は自計申告を基本とし、面接調査も可能。)
	海面漁業地域調査		郵送調査又はオンライン調査
内水面 漁業調査	内水面 漁業経営体調査	農林水産省   地方組織   (統計調査員)   調査対象	調査員調査又はオンライン調査 (調査員調査は自計申告を基本とし、面接調査も可能。また、郵送により配付し、回収を郵送又は職員が行うことも可能。)
	内水面 漁業地域調査		郵送調査又はオンライン調査
流通加工 調査	魚市場調査		郵送調査又はオンライン調査
	冷凍・冷蔵、 水産加工場調査		調査員調査又はオンライン調査

3. 調査の期日（漁業経営体調査）

平成30年11月1日

4. 沖縄県における調査対象（漁業経営体調査）

40市町村（非沿海町の南風原町を除く）に住所を有する海面漁業経営体

〔Ⅱ〕漁業経営体調査における主な用語の説明

1. 海面漁業

海面において営む水産動植物の採捕又は養殖（陸上養殖施設での海水を利用した海産動植物の養殖を含む。）の事業をいう。

2. 過去1年間

平成29年11月1日～平成30年10月31日の期間

3. 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における自家漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

4. 経営組織

漁業経営体を下記の経営形態別に分類する区分をいう。

(1) 個人経営体

個人で海面漁業を営んだ世帯をいう。

(2) 団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、以下の(ア)～(オ)に区分している。

(ア) 会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

なお、特例有限会社は株式会社に含む。

(イ) 漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

なお、同法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。

(ウ) 漁業生産組合

水産業共同組合法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

(エ)共同経営

二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。

(オ)その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

5. 経営体階層

漁業経営体の「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」から、次の方法により決定した。

- (1) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当する経営体は当該階層に区分。
- (2) 上記(1)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により階層を区分。

6. 漁業層

(1) 沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各経営体階層を総称したものをいう。

(2) 中小漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各経営体階層を総称したものをいう。

(3) 大規模漁業層

動力漁船1,000トン以上の各経営体階層を総称したものをいう。

7. 海上作業

- (1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。従って、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。
- (2) 定置網漁業では、縄の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。
- (3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

(4) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。

(5) 養殖業では、下記の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

a 漁船を使用しての養殖施設までの往復

b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し

c 採苗、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業

b 養殖施設の掃除

c 養殖施設の見回り

d 給餌作業（ただし、餌の仕入れ及び調餌作業は陸上作業とする。）

e 収穫物の取り上げ作業

## 8. 陸上作業

海面漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい、具体的には下記のような作業をいう。

(1) 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）

(2) 漁具、漁網、食料品の積み込み作業

(3) 出港・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ

(4) 悪天候時の出漁待機

(5) 餌の仕入れ及び調餌作業

(6) 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめの干し作業

(7) 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業

(8) 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業（ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用している場合は、漁業の陸上作業ではなく、漁業以外の自営業（水産物の加工）とする。）

(9) 自家漁業の管理運營業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

## 9. 漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。（巻末参考資料「2018年漁業センサス全国漁業種類」及び「2018年漁業センサス漁業種類地方名称一覧（沖縄県）」参照。）

(1) 主とする漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち、販売金額1位の漁業種類をいう。

(2) 営んだ漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

10. 漁獲物・収穫物

漁業経営体が過去1年間に自家漁業で漁獲・収穫した水産動植物の種類をいう。

(巻末参考資料「2018年漁業センサス漁業経営体調査における魚種」参照。)

「主とする漁獲物・収穫物」は、過去1年間において、販売金額1位の漁獲物・収穫物をいう。

11. 出荷先

(1) 漁協の市場又は荷さばき所

漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所をいう。

(2) 漁協以外の卸売市場

漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）をいう。

(3) 流通業者・加工業者

卸売問屋等の流通業者、加工業者等をいう。

(4) 小売業者・生協

スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商及び生協等をいう。

(5) 外食産業

レストラン等の外食産業をいう。

(6) 消費者に直接販売

水産物直売所（自営、共同運営及び他者運営を問わない。）での販売、移動販売（行商）、電話・インターネット等で消費者から直接受注する販売をいう。

(7) その他

上記(1)～(6)以外のものをいう。

12. 漁船

過去1年間に経営体が自家漁業のために使用した船で、下記(1)～(3)に区分し、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接自家漁業に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。

(1) 無動力漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

(2) 船外機付漁船  
無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいう。

(3) 動力漁船  
推進機関を船体に固定した漁船をいう。

### 13. 個人経営体の専兼業分類

#### (1) 専業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみあった場合をいう。

#### (2) 第1種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

なお、年金や退職金、又は社会保障制度による給付金等は、どちらの収入にも含まない。（上記(1)及び下記(3)も同じ。）

#### (3) 第2種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

### 14. 兼業の種類

#### (1) 水産物の加工

水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。

#### (2) 漁家民宿

旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

#### (3) 漁家レストラン

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した水産動植物をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

#### (4) 遊漁船業

遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。

- (5) 農業  
販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
  - (6) 小売業  
自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。  
なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。
  - (7) その他  
上記(1)～(6)以外のものをいう。
15. 基幹的漁業従事者  
個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
16. 自家漁業の後継者  
満15歳以上で過去1年間に海面漁業に従事した者（同一世帯内外を問わず）のうち、将来、当該個人経営体の自家漁業の経営主になる予定の者をいう。
17. 世代構成
- (1) 一世代個人経営  
自家漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
  - (2) 二世代個人経営  
一世代個人経営に、「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうち、いずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
  - (3) 三世代等個人経営  
一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
18. 漁業就業者  
満15歳以上の過去1年間に海面漁業の海上作業に年間30日以上従事した者で、下記(1)～(3)に分類する。
- (1) 個人経営体の自家漁業のみ  
個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事にも従事したか否かは問わない。）。
  - (2) 漁業従事役員  
団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

- (3) 漁業雇われ  
漁業就業者のうち、上記(1)・(2)以外の者をいう（漁業以外の仕事にも従事したか否かは問わない。）。

19. 新規就業者

過去1年間に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、下記(1)～(3)のいずれかに該当する者をいう。

ただし、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、海上作業に30日以上従事した者を新規就業者としている。

- (1) 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）  
(2) 他の仕事が主であったが漁業が主となった者  
(3) 普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者（学生等）

20. 11月1日現在の海上作業従事者

平成30年10月下旬から11月1日（荒天等により、11月1日に出漁できなかった場合を考慮。）に、海面漁業の海上作業に従事した者をいう。（過去1年間に海面漁業の海上作業に年間30日以上従事したか否かは問わない。）

### 〔Ⅲ〕 利用上の注意

1. 数値及び記号の表示

(1) 数値

(ア) この調査結果概要の数値は確定値である。

(イ) 解説の各図及び表並びに各統計表は、数値の単位未満を四捨五入している。

（ただし、動力漁船のトン数は小数点第2位以下切り捨てとしている。）

したがって、構成比率の総数と各内訳の合計が一致しない場合がある。

(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

2. その他

(1) 本報告書の統計表は、2018年漁業センサス漁業経営体調査の集計結果から、一部を抜粋して収録したものである。

(2) 海面漁業調査のうち海面漁業地域調査並びに内水面漁業調査及び流通加工調査については、地方農政局（沖縄県においては沖縄総合事務局農林水産部）系統で調査を実施しており、本報告書には収録していない。



この調査結果概要についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

沖縄県企画部統計課

消費農林統計班

TEL 098-866-2050

FAX 098-866-2056

